

# 東京国公だより

【電話】03-3501-6973

【FAX】03-3500-4391

【Eメール】

[office@tk-kokko.org](mailto:office@tk-kokko.org)

UR : <http://tk-kokko.org/>

東京国家公務員・独立行政法人労働組合共闘会議 19-8号 2019/11/18



## 霞が関の若手職員に「人生の墓場」なんて言わせない!

「霞が関の異常な長時間残業を是正せよ!」

東京国公・霞国公が宣伝行動《11/18》

霞が関の異常な残業を抜本的に是正させようと、東京国公・霞国公は11月18日お昼休み、厚労省前で宣伝行動（宣伝カーは霞が関を巡回宣伝）を実施しました。

この行動には42人が参加しましたが、JMITU東京からも激励に駆けつけていただき、野中書記長が応援のマイクを握ってくれました。

行動後には人事院に対する要請も行いました。



官民共同行動で共同関係にある野中JMITU東京書記長が駆けつけてくれました☺

# 国家公務員給与高卒初任給は最賃未満 東京国公の長年の指摘が国会でも論議

共産党塩川議員が是正へ  
実態調査を要求「衆院内  
閣委11月6日」

日本共産党の塩川鉄也議員が6日の衆院内閣委員会で、国家公務員の高卒初任給や非常勤職員の給与が最低賃金未満になってはならないと主張し、公務員の賃金の実態を調査することを求めました。

塩川議員の主張は東京国公が長年にわたり指摘してきた内容に沿ったものです。東京国公は国家公務員の初任給

「政府・人事院を追及す塩川鉄也衆議院議員」



(高卒一級号俸)が地域によって是最賃を割っている問題を人事院に指摘し、その是正を訴えてきました。当初人事院は、「国家公務員は最賃の適用は受けない」と紋切型の回答でした。しかし昨年の人事院要請では、「東京国公さんの指摘は人事院としても承知している。しかし該当地域(最賃を下回る地域)に職員はいません」と回答、今年は「人事院としても最賃を引き上げる努力はしている。今年の人事院勧告では少ない原資の中で2000円の引き上げを行った」と一歩踏み込んだ回答でした。

人事院総裁は「手当をきめて確保されている」と問題から逃避

一宮なほみ人事院総裁が「人事院勧告に基づく給与改定を通して最低賃金法の趣旨にのっとった適正な給与が確保される」「手当等を含めた全体としては確保されている」と答えたのに対し、塩川氏は「最賃法が当てはまる形で給与と手当を区別すべきだ。全体としてあいまいにしてよい話ではない」と批判しました。

非常勤職員給与  
に關しても追求

「最賃を下回らないよう通知を出している、実態把握は？」(塩川議員)「把握していない」(人事院総裁)

また塩川氏は、非常勤の国



家公務員の給与について各都道府県の地域別最賃が改定される中で、人事院が最賃を下回らないように促す通知を出していることを示し、「非常勤の給与実態を把握しているか」と質問。一宮氏は「把握していない」と答弁しました。

(人事院の通知内容は次ページに掲載)

塩川氏は「是正することがやるべき仕事だ。(そのためにも)実態を把握すべきだ」と追及しました。一宮氏は実態把握には触れず、「各府省に必要な指導を行っていく」と述べました。非常勤の処遇改善と最賃問題は東京国公の最重要課題でもあります。具体的には是正させるべく引き続き大いに奮闘する決意です。

地域手当込みでも最賃割れ/国家公務員の高卒初任給/5都府県34市町村の先職場

国家公務員の高卒初任給の低さがあらためて問題視されます。別途支給される「地域手当」を加えても最低賃金割れになる地域が少なからずあります。今年(2019年)8月7日の人事院勧告に基づくと高卒初任給と10月から適用される新しい地域別最賃額を比較したところ、立川市(東京)や相模原市(神奈川県)、豊橋市(愛知)など、一定規模の自治体(地域)でも最賃額を下回ることがはっきりしています。

今年の人事院勧告で、高卒初任給は2千円引き上げられて15万600円です。時給に換算すると897円(労働時





間は年52週2015時間で計算―国公の時給単価計算）となりませんが、今年地域別最低賃金改定額の加重平均901円を下回っています。

国家公務員には地域手当が加算されるため、実際に最賃割れが起きる地域は多くないといわれていますが、東京国公が調べたところ5都府県の34市町村が地域手当を加えても最賃を下回っています。

地域手当は、地域の民間賃金水準を公務員給与に反映させることを目的に、民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給するものとされていますが、1級地から7級地まで区分されており、非支給地もあります。昨年最賃割れの市町村は3都府県でしたが、今年2県増えました。地域手当の非支給地を加えると最賃割れ地域はさらに増えます。

6年連続の引き上げ勧告ですが、人事院勧告が最賃引き上げの流れに追いついていない格好となっています。

## 地域手当が加算されても最賃割れする地域

都道府県	最賃ランク	最賃額(円)	自治体
埼玉	A	926	熊谷市(7級地)
東京	A	1013	立川市(4級地)、三鷹市・あきる野市(5級地)、武蔵村山市(7級地)
神奈川	A	1011	相模原市・藤沢市(4級地)、横須賀市・茅ヶ崎市・大和市・平塚市・小田原市(5級地)、三浦郡葉山町・三浦市・中郡二宮町(6級地)
愛知	A	926	豊橋市・一宮市・半田市・小牧市・常滑市・海部郡飛島村(7級地)
大阪	A	964	岸和田市・泉大津市・泉佐野市・富田林市・河内長野市・藤井寺市・和泉市・泉南市・阪南市・泉南郡熊取町・泉南郡田尻町・泉南郡岬町・南河内郡太子町(6級地)

※労働時間は年2015時間で計算。高卒初任給(時給)との比較

と

11月6日の総務委員会では塩川議員は以下の文書を示して「非常勤職員の実態を把握しているか」との質問に対し、人事院総裁は「実態を把握していない」と答えました。

事務連絡 令和元年9月13日

各府省人事担当課長殿

人事院総務局 給与局給与第三課課長

一般職の職員の給与に関する法律第22条2項の非常勤職員に対する給与について

表記については、非常勤職員の給与に関する指針(平成20年8月26日給実甲第1064号)を踏まえ、適正な運用に努めていただいているところですが、各都道府県の地域最低賃金が改定されていることに留意し、当該最低賃金を下回らないよう適正に対処してください。

以上

(担当：給与第三課企画班)